

第 25 回 議会改革推進特別委員会

令和 5 年 9 月 7 日 (木)
本 会 議 終 了 後
時 分 ~ 時 分
全 員 協 議 会 室

- 【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員
- 【委員外】
- 【議長団】 笹田議長
- 【事務局】 下間局長（書記）
-

議 題

- 1 議会改革に関する検討結果について（第 4 回報告）案について
・【検討項目】議会における ICT の活用と推進について
- 2 政務活動費について
- 3 島根県立大学との連携について
- 4 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

令和 5 年 9 月 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 4 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

【検討項目】議会における ICT の活用と推進について

平成 30 年からタブレット端末を全議員に貸与し、資料のペーパーレス化をはじめ、議会活動における情報収集や検索機能の向上、オンラインによる委員会や研修会の開催への利用など、タブレット端末の有効活用に努めてきた。導入から 5 年が経過しているタブレット端末のさらなる有効活用及び議会運営における ICT の活用について検討し、下記のとおり結論を得た。

記

1. タブレットのセルラー方式の検討

Wi-Fi 環境外でも使用可能となるセルラー方式のタブレットは、議会活動及び議員活動の一層の活性化につながる。一方、私的な使用も可能となるため、タブレット更新時期の際には、導入経費における公費負担と私費負担等についても十分に調査し検討をすること。

2. LINE WORKS など効果的なアプリの活用検討

現状では、議員と事務局の連絡手段は電話やメール等が主であるが、電話は個別に連絡しなければならない、メールは議員が内容確認したかどうかの把握ができないというデメリットがある。これらを解消する手段として、広く普及している LINE と同様の使用感で、かつ無料で使用できるビジネスチャットツール「LINE WORKS」を導入し、積極的に活用することにより、業務の効率化と利便性を図ることとする。

【活用できる機能】

トーク機能、ビデオ・音声通話、カレンダー機能、アンケート機能等

【本格導入時期】

令和5年11月の委員改選後

3. 電子採決システム導入の検討

申し合わせにより、原案に反対のない案件は、簡易表決を行っており、会議時間の短縮にもつながっているため、現状での電子採決システムの導入の財政的及び効率的効果は薄い。また、当市議会の議案に対する賛否については、可否のみならず反対理由も市議会ホームページで公開しており、賛否の透明性は確保されている現状を鑑み、早急な導入は不要と判断する。

しかしながら、傍聴者にとって賛否が明確となる利点はあるため、議場の設備更新の際には、費用対効果を考え検討することとする。

◆委員から意見のあった現状の政務活動費の課題

1. 政務活動費の金額の妥当性（少ない）
2. 政務活動費の前払いの再検討（精算払いと立替えが生じる。前払いの方が、活動がしやすく、活動範囲も広がる）
3. 政務活動費を全額使用しない議員からの意見として、案分が手間。
例えば、新聞購読料 1/3 が認められるが計算がわずらわしい。
なぜ認められないのか。
4. 自家用車移動に係るガソリン代なども認めてほしい。
（執行部は、自家用車を公務使用した場合、1 キロメートル当たり 37 円で支給される。）
5. 携帯電話代について、公務とプライベートの線引きが難しいのも理解する。
何を対象にするかは議論が必要だが、実際に経費がかかっている部分が精算できればよい。
6. 政務活動をすればするほど自腹を切る額が増える状況は改善されるべき。
7. 会派への支給の検討（書籍を購入し会派室に置いて共有）
8. 政務活動申請や報告の簡素化（報告自体がプレッシャー）
9. 政務活動費として申請できるものも多くあるが、申請していない状況もある。

県内8市における政務活動に係る経費（ガソリン代、電話代）について

【回答期限：7月28日（金）】

	ガソリン代	電話代
浜田市	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に議長の承認を受けた、視察や研修に係る旅費（調査研究費）、としてのガソリン代実費は認めている。 ・市内での調査活動に係る移動のためのガソリン代などは認めていない。（例：政務調査のため図書館に行くなど） ・広聴活動に係る旅費は認めているが、現時点で支出例がない。（例：住民からの要望や意見の聴取、相談等へ出向くためのガソリン代など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット使用料やタブレット端末使用料は経費の1/3以内、年間上限額各々1万円は認めている。 ・自宅の固定電話や自身の携帯電話の電話代は認めていない。
松江市	本市では、市内における調査研究活動に係る交通費に政務活動費を充当することは、公共交通機関、私用車含め、認めていない。	本市では、タブレット端末の購入費（5万円未満のものに限る）及び通信費に関し、10分の4を上限として、政務活動費を充当することを認めている。 <u>個人電話の通信費については、認めていない。</u>
出雲市	調査研究費の交通費として支出する場合は、議員1人当たり年間3万円を上限として、年間経費の1/4以内または政務活動に係る運行の実費のいずれかの方法により認めている。 ただし、調査研究費以外の科目で支出する場合は、政務活動に係る運行の実費のみ認めている。 いずれの場合も、日時、調査研究内容、行き先を記録したものの提出を要する。	固定電話代、携帯電話代ともに、議員1人当たり年間3万円を上限として、私用（自宅設置）の場合1/4、公用（事務所設置）の場合1/2、政務活動専用（会派控室設置）の場合全額を認めている。 携帯電話代については、個人向けプランは私用扱い、法人向けプランは公用扱いとしている。 携帯代等の領収中に家族分合計で記載されている場合は、詳細のわかる書類の添付を要する。
益田市	基準や要綱を定めていないため、市内での政務活動等は請求実績はない。	基準や要綱を定めていないため、市内での政務活動等は請求実績はない。
大田市	⇒認めている。 実額が分からない場合は按分により計上（按分率の規定はないので、議員の使用実態による。）	個人の電話（固定・携帯）において、政務活動に使用する部分を按分している。 実額が分からない場合は按分により計上（按分率の規定はないので、議員の使用実態による） ※固定電話の支出例はなし
安来市	市内外の決まりがないため、用途基準（内規）としては、報告書提出があれば、ガソリン代実費は認められると考えます。 しかし市内移動のガソリン代で政務活動費の請求があったことはありません。	用途基準（内規）で自宅の固定電話や自身の携帯電話の電話代は認めていません。
江津市	調査研究費としてガソリン代を対象としており、市内外の線引きはしていない。 適用の際には調査研究として活動した合理的な理由を示す必要がある （市内でのガソリン代を政務活動費として適用した例は、恐らくない）。	個人の電話料金（固定・携帯）は政務活動費として認めていない。
雲南市	政務活動費取扱いマニュアル（H25.4.1から適用） 日常の調査活動における自家用車の燃料代は、1か月につき3千円を限度とする。 領収書の添付を必要としている。	政務活動費取扱いマニュアル（H25.4.1から適用） 電話の使用料については、一般電話と携帯電話の使用料の合計が1か月につき2千円を超える場合、2千円を限度とする。 インターネットの使用料は、基本料金の2分の1を上限とする。領収書の添付を必要としている。